

(案)

## 契 約 書

件 名 独立行政法人教職員支援機構音響映像機器等運用業務一式

請負代金額 金 , , , 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 , , , 円也（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。）

発注者 独立行政法人教職員支援機構 理事長 荒瀬 克己（以下「甲」という。）と請負者 （以下「乙」という。）との間において、上記業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって契約を結ぶものとする。

### 記

第1条 甲は、業務を乙に委託するものとする。

第2条 乙は、別紙仕様書に基づくほか甲の指示に従い、良心的に責任をもって業務を行うものとする。

第3条 この契約期間は、2026年4月1日から2030年3月31日までとする。

ただし、甲の事情により解約する必要が生じた場合は1か月前に乙に文書等で通知するものとする。

第4条 乙は、毎月の業務完了後、月額 , , , 円の請求書を独立行政法人教職員支援機構総務部財務課へ送付し、甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内にその代金を支払うものとする。

第5条 乙は、業務の全部を一括して第三者に譲渡し、または下請けさせてはならない。

第6条 乙は、業務従事者の身元・風紀衛生・服務規律等について一切の責任を負うものとする。

第7条 乙は、業務従事者の身元を明確にさせる経歴書をあらかじめ甲に提出し、承認を受けるものとする。

第8条 乙は、業務従事者に適格性を欠く事項があり、甲から指摘を受けた場合には、その改善事項について甲と協議の上、対処するものとする。

第9条 乙は、業務従事者が故意または過失により、甲または甲の職員及び第三者あるいは甲の建物及び設備等に損害を与えたときは、その損害について賠償するものとする。

第10条 請負代金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の

日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

第11条 甲又は乙は、履行期間内に日本国内における賃金水準又は物価水準に変動を生じ、請負代金額が著しく不適当となったと認められるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったと認められるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

3 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

5 甲又は乙は、この条の規定により請負代金額が変更された後についても再度、第1項又は第2項の請求をすることができる。

第12条 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約条項に違反したときは、文書をもって通告しこの契約の全部又は一部を解除することができる。

第13条 契約を解除したときは、乙はその損害の程度に応じて、それぞれ損害賠償金を支払うものとする。

第14条 契約の解除にともなって生ずる乙の損害については、甲の賠償の責に任じないものとする。

第15条 契約保証金は免除する。ただし、乙の故意又は重大な過失により業務が不能、又は著しく遅延する恐れがあるときは、甲は契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払うものとする。

第16条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第3条又は第19条の規定に違反し、又は、乙が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項に規定する不当廉売の場

合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規程による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、独立行政法人教職員支援機構契約事務取扱要項によるものとする。

第18条 この契約について甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議によりこれを解決するものとする。

第19条 前条の協議にもかかわらず生じた本契約に関する紛争については、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第20条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県つくば市立原3番地  
独立行政法人教職員支援機構  
理事長 荒瀬克己

乙